

第 14 号議案

豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

市民病院を取り巻く医療環境の状況や今後の病院運営等に鑑み、医師の定年年齢を 65 歳としたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の定年等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第6条中「第3条第2項に規定する」を「豊後大野市民病院において医療業務に従事する医師が占める」に改め、同条第1号中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第12条中「の退職」を「が退職する場合」に改める。

附則第3項中「第3条第1項」を「豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊後大野市条例第23号）第1条の規定による改正前の豊後大野市職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第3条ただし書に規定する職員以外の職員に対する第3条」に改め、「、同項中「65年」とあるのは」を削り、「応じ」の次に「、同条中「65年」とあるのは」を加える。

附則第4項を削る。

附則第5項中「並びに第3条第2項に規定し、及び豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊後大野市条例第23号）第1条の規定による改正前の豊後大野市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書」を「及び旧条例第3条ただし書」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同項を附則第4項とする。

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市職員の給与に関する条例（平成17年豊後大野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第2号を次のように改める。

(2) 豊後大野市民病院において医療業務に従事する医師

附則第18項第3号中「第4条第1項」を「（平成17年豊後大野市条例第40号）第4条第1項」に改める。

(豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊後大野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第20項中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。